

2024年（令和6年）第13回総会議事録

- 1 告示年月日 2024年（令和6年）12月16日（月）
- 2 通知年月日 2024年（令和6年）12月16日（月）
- 3 開催年月日 2024年（令和6年）12月27日（金）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定及び意見決定について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第6号 福山農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について
議案第7号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 6 協議及び報告事項
(1) 農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
1番 佐藤 眞子 2番 土屋 智樹 4番 野田 幸男
5番 寶諸 孝也 6番 佐藤 泰造 8番 石井 洋子
9番 岡本 卓也 10番 安原 理雄 11番 能宗 秀典 12番 下江 京子
13番 山本 明 14番 須藤 薫雄 15番 谷本 耕造
- 8 欠席委員
3番 沖 賢二 7番 小林 輝仁
- 9 その他の出席者
0名
- 10 事務局出席職員等
事務局 長 林 茂晃 事務局次長 杉原 信広
事務局 藤岡 貴世 松永出張所 花田 宏
北部出張所 藤井 勝俊 神辺出張所 板谷 浩司
沼隈出張所 松原 美和 以上 7名

1 1 議事内容
午前10時00分

事務局	定刻になりましたので、ただいまから2024年（令和6年）第13回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷本会長、会議の進行をお願いします。
会長	— 開会挨拶 —
会長	それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議長	委員総数15名のうち、 出席委員13名、欠席委員2名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議長	続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行いません。 議席番号 2番 土屋智樹（つちや ともき）委員と 議席番号 8番 石井洋子（いしい ようこ）委員をお願いします。
議長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2024年（令和6年）第13回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 議案書（別冊）についてです。 3ページ12番について、一部取り下げにより所在本郷町字中野甲382-2田休耕228平方メートルと、所在本郷町字中野甲382-3田休耕618平方メートルを削除し、これに伴い合計欄を田10筆4,967平方メートル計10筆4,967平方メートルを田8筆4,121平方メートル計8筆4,121平方メートルに訂正。 次に4ページ16番を取り下げです。

	<p>追加・訂正事項等は以上となります。</p>	
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>	
<p>委 員 1 番 佐藤</p>	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では、12月23日の午前9時20分からの現地調査に続き、午前11時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名中 6名の出席により、議案第1号4件、議案第3号1件、議案第5号1件、合計6件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から4番について報告します。</p> <p>1番は、埼玉県八潮市（やしおし）の受人が、大阪府吹田市の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。受人は、申請地の近隣に住居を移転する予定です。</p> <p>2番は、御幸町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>3番は、御幸町の受人が、広島市の渡人から申請地の持分 三分の一を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>4番は、川口町の受人が、東深津町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>	
<p>議 長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>	
<p>委 員 4 番 野田</p>	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、12月24日の午後2時40分からの現地調査に続き、午後4時30分から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名、全員の出席により、議案第1号6件、議案第2号1件、合計7件について審議しました。</p>	

<p>委員 4番 野田 (つづき)</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5番から10番について報告します。</p> <p>5番は沼隈町の受人が京都市北区の渡人から、申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>6番は沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を、期間を定めない賃借権を設定し借り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>7番は沼隈町の受人が、同町の渡人から、申請地を贈与にて譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>8番は熊野町の受人が、水呑町の渡人から、10年間の使用貸借権の設定をし、申請地を借り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>9番は尾道市高須町の受人が、広島市東区の渡人から、申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>10番は内海町の受人が、大阪府泉南郡の渡人から、申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 8番 石井</p>	<p>松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、12月24日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員6人全員の出席により、議案第1号6件、議案第3号1件、議案第4号3件、合計10件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の11番から15番および17番について報告します。</p> <p>11番は、本郷町の受人が、同町の渡人から農地を譲り受けて経営規模を拡大し、果樹を栽培する計画です。この申請地は、今年10月の第11回総会で農地法第3条の許可を得ていましたが、申請の時点で、渡人が既に亡くなっていることが判明したため、一度許可を取り消して、再申請されたもので</p>

<p>委員 8番 石井 (つづき)</p>	<p>す。</p> <p>12番は、木之庄町五丁目の受人が、本郷町の渡人から譲り受けて経営規模を拡大し、果樹を栽培する計画です。</p> <p>13番は、南松永町二丁目の受人が、広島市の渡人から譲り受けて新規就農し、果樹を栽培する計画です。</p> <p>14番は、神村町の受人が、港町一丁目の渡人から譲り受けて経営規模を拡大し、果樹を栽培する計画です。</p> <p>15番は、本郷町の受人が、神村町の渡人から譲り受けて経営規模を拡大し、果樹を栽培する計画です。</p> <p>17番は、金江町の受人が、同町の渡人二人から譲り受けて経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、12月24日の午前11時40分から関係者により、現地調査を行い、午後4時45分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名全員の出席により、議案第1号15件、議案第3号4件、議案第4号2件の合計21件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5ページ18番から8ページ32番について報告します。</p> <p>18番は、芦田町の受人が自宅に隣接する渡人の所有する囲繞地を、同町の渡人から譲り受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>19番は、新市町の認定農業者が芦田町の渡人から申請地を贈与により譲り受けて、水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>20番は、新市町の受人が駅家町の渡人から申請地を譲り受け、イチジクを栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>6ページ21番は、中華人民共和国、国籍で永住者の向陽町一丁目に住む受</p>

<p>委員 10番 安原 (つづき)</p>	<p>人は、相模原市南区の渡人から申請地と宅地等を譲り受けます。大橋1106番の宅地に、平屋の居宅を構える予定です。申請地では水稲と季節野菜を栽培し、新規就農する計画ですが、耕作放棄された田やプレハブ倉庫、竹林や雑木が茂る畑があり、一括で7,741㎡の農地を取得し、水稲作付け経験のない兄弟3人が通い耕作するには疑問が残るため、第12回北部地区農地調整協議会開催前に聴聞会を開き、法第2項第1号の（全部効率利用）及び同項第4号の（農作業常時従事）及び同項第6号の（地域調和）について、確認し、問題はありませんでした。</p> <p>6ページ23番から8ページ32番は、令和6年10月1日に菊苗栽培事業の譲渡を受けた法人がそれぞれの申請地に5年間の賃借権を設定して菊苗や切り花の栽培を行い、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、12月24日、午前9時から現地調査を行い、午前10時から、神辺支所2階21会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号5件、議案第3号3件の合計8件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」9ページ33番から10ページ37番について報告します。</p> <p>33番は、申請地の川南の田3筆計1,246㎡、畑8筆計1,967㎡、合計11筆計3,213㎡について、広島市安佐南区の渡人から、川南の受人が譲り受けて、畑として耕作し、野菜を栽培して経営規模拡大を図るものです。</p> <p>34番は、申請地の東中条の田2筆計771㎡について、新市町の渡人から、駅家町の受人が譲り受けて、水稲を耕作して新規就農をするものです。</p> <p>35番は、申請地の道上の田218㎡について、道上の渡人から、同地区の受人が譲り受けて、畑として耕作し、野菜を栽培して新規就農をするものです。</p>

<p>委員 13番 山本 (つづき)</p>	<p>36番は、申請地の上御領の田3筆計1、386㎡について、東京都青梅市の法人である渡人から、広島市中区の法人である受人が区分地上権を設定し、売電用の営農型太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>37番は、申請地の平野の田2筆計2、664㎡について、平野の渡人から、同地区の受人が2年間の使用貸借権を設定して借り受けて、水稻を耕作して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>33番から35番、37番については、申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。36番については、農地法第3条第2項但し書きにより、同項の許可要件を満たす必要はありません。周辺農地及び営農に支障を生ずる恐れがなく、かつ当該農地における所有者の同意を得ていることから許可妥当と判断しました。なお、議案第3号9番と関連で、同時許可案件になります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号の「36番」を除くすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。</p> <p>「36番」については、営農型太陽光発電パネルの設置の許可に必要な区分地上権の設定申請であり、農地法第3条第2項ただし書きの規定により、同項の許可要件を備える必要はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p>

	<p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。</p> <p>1番は多治米町の所有者が申請地を、住宅・物置及び庭敷として整備するものです。</p> <p>場所は、元内海中学校より東に 約500メートルです。</p> <p>なお、この案件は既に整備済みのため、顛末書が添付されています。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>また、議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。</p>

議 長	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 番 佐藤	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の1番について報告します。 神島町の受人が、春日町の渡人から賃借権を設定して申請地を借り受け、残土の仮置き場及び駐車場として一時転用するものです。 場所は、春日小学校の北、約1.1キロメートルです。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委 員 8 番 石井	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の、2番について報告します。 2番は、柳津町の法人が、今津町五丁目および今津町七丁目の渡人3人から譲り受けて、庭および通路を設置するものです。場所は、柳津小学校から、東へ約480メートルのところ です。</p>

<p>委員 8番 石井 (つづき)</p>	<p>現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 安原</p>	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の13ページ3番から6番について報告します。 3番から5番は関連案件です。駅家町で土木建設業を営む法人は、本市南西部で工事受注が増加しており、事業拡大に対応するため、議案第3号の3番、4番、5番の申請地を譲り受け、所要面積4、920㎡に不足する倉庫や露天資材置場を整備するものです。 なお、4番の現地は既に貸駐車場として利用しているため、顛末書の提出を受けています。 場所は服部大池の北800メートルの所です。 6番は、奈良県香芝市にある不動産事業者が東京都三鷹市の渡人から申請地と隣接地の土地建物を譲り受けて、貸家として整備するものです。申請地は貸家の庭園に転用するものです。 場所は常金中学校の西250メートルの所です。 以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」14ページ7番から9番について報告します。 7番は、申請地の川北の畑2筆計257㎡について、川北の渡人から、子である同地区の受人が譲り受けて、住宅を建築するものです。場所は神辺支所からから、南西へ約360メートルのところです。 8番は、申請地の東中条の畑219㎡について、横尾町の渡人から、鞆町の</p>

<p>委員 13番 山本 (つづき)</p>	<p>受人が譲り受けて、既存倉庫2棟を利用するものです。場所は中条小学校から、南西へ約150メートルのところですか。</p> <p>9番は、申請地の上御領の田3筆計1、386㎡のうち1.16㎡について、東京都青梅市の法人である渡人から、広島市中区の法人が10年間の一時転用として借受け、営農型太陽光パネルを設置する支柱基礎部分として利用するものです。場所は、御野小学校より北東に約1、500メートルです。</p> <p>なお、8番については、既に倉庫を建てて利用していたため、顛末書の提出を受けています。</p> <p>現地調査を行いました。周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号の「1番」、「9番」は一時転用案件です。</p> <p>一時転用期間については、原則「3年以内」ですが、「9番」は、農用地区域内農地の一時転用案件ですが、担い手が下部の農地を利用する場合、営農が適切に継続される蓋然性が高いことから、特例的に、一時転用期間は10年以内とされており、「9番」については、農林水産大臣が認定した認定農業者が下部の農地を営農するものです。</p> <p>また、「7番」は、福山市役所神辺支所からおおむね500メートル以内に存在するため、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地として、第2種農地として判断されます。</p> <p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p>

<p>事務局 (つづき)</p>	<p>なお、「3番」「4番」「5番」は、同一事業であり、転用面積が30アールを超える案件であるため、また、「9番」は、営農型太陽光発電の案件であるため、常設審議委員会への意見聴取案件となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号について、「3番」「4番」「5番」「9番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第3号について、「3番」「4番」「5番」「9番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 8番 石井</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」の1番から3番について報告します。</p> <p>1番は、兵庫県西宮市の申請人が、平成15年頃から耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、松永小学校から東へ1キロメートル、ないし、カノコ池を中心に半径約580メートルの範囲です。</p> <p>2番は、柳津町二丁目の申請人が、昭和50年頃から耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、カノコ池から、北へ約80メートルのところでは</p>

委員 8番 石井	<p>3番は、兵庫県尼崎市の申請人が、昭和50年以前から倉庫敷地として使用していたものです。場所は、折迫池から、西へ約370メートルのところ です。</p> <p>なお、1717番1、1717番7、甲7150番107、甲7150番4 9、1885番を除く1番、および、2番は、農振農用地区域内の農地であ りますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、 証明妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委員 10番 安原	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の16ページ4番及び5番 について報告します。</p> <p>4番は、平成15年6月から耕作放棄していたところ、笹や雑木等が繁茂 して原野になっているものです。</p> <p>場所は有磨小学校の南1.2キロメートルの所です。</p> <p>5番は、昭和52年1月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し て原野になっているものです。</p> <p>場所は四川ダムの北700メートルの所です。</p> <p>なお、4番の申請地は農振農用地区域内の農地ですが、関係部局との調整は 整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥 当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>

議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。</p>
議 長	<p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 番 佐藤	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の1番について報告します。</p> <p>木之庄町の相続人である子が、同町の申請地の畑 2筆 261.03㎡を相続税の納税猶予特例適用の対象農地として利用するものです。</p> <p>申請農地は耕作されており、農地として適正に管理されています。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質 問 等 な し —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>

<p>議 長 議 長 (つづき)</p>	<p>全員挙手により、議案第5号は原案のとおり証明することに決定します。 次に、議案第6号「福山農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について」を上程します。 担当課より説明してください。</p>
<p>農業振興 課職員 吉森主事</p>	<p>失礼します。 農業振興地域 農用地区域からの除外申出の担当をしています 農業振興課の吉森です。 続いて、私の方からは、2024年6月に受付を行った、 農用地区域からの除外申出の内容について、説明させていただきます。 まず概要について、簡単に触れさせていただきます。 農業振興地域内において、農用地を指定した区域は、農地以外に利用できないこととなっておりますが、やむを得ない理由により、農地以外に利用する必要が生じた場合には、あらかじめ、その農地を農用地区域から除外する必要があります。 この除外をするには4つの条件があります。 まず1つ目の条件は、 1 次の6つの要件を全て満たすこと です。 ① 農用地区域内の農地以外に代替する土地がないこと ② 地域計画の達成に支障がないこと ③ 農用地の集団化・農作業の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと ④ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障がないこと ⑤ 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障がないこと ⑥ 土地改良事業等の工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過していること 以上、6つの要件を全て満たすことが必要です。 また、残りの3つの条件として、 2 不要不急のものでないこと 3 他法令の許可等の見込みがあること 4 本市が独自に基準を定めた事務取扱要領による「申出資格」、「面積」等の要件の全てを満たしていること以上が農用地区域から除外するための</p>

条件となります。

今回は、年2回の申出のうち、2024年7月1日を締切りとして受付けた申出分について、農業振興地域の整備に関する法律 施行規則 第3条の2 第2項の規定により、^{しもん}諮問させていただきます。

続いて、変更内容について、申し上げます。

別にお配りした「福山 農業振興地域 整備計画の変更に係る資料」の1ページ

「1.農用地利用計画変更状況」 「(1)重要変更」をご覧ください。

各地区の件数、筆数、面積を記載しており、合計は一番下の欄にあります41件、85筆、29,012.88㎡になります。

続いて、2ページ「(2)軽微変更」については、該当ありません。

続いて、3ページ「(3)農用地区域への編入」については、合計で、2件、2筆、3,613㎡となっています。

続いて、4ページ「2.変更理由別件数」についてです。

こちらは理由別の内訳を記載しています。

(1)重要変更 の変更理由としては、非農地証明によるものが18件と最も多くなっています。

続いて、5ページ「福山 農業振興地域 整備計画 変更計画 (案)」についてです。

このA4ヨコの表から13ページまでが、今回の重要変更に係る内容41件についての記載となっております。

続いて、14ページは、軽微変更についての記載となっておりますが、今回該当はありませんでしたので、「該当なし」となっております。

続いて、15ページには、今回の編入に係る内容2件について記載しております。

本日の^{しもん}諮問に対する^{とうしん}答申をいただいた後、公告、14日間の縦覧期間、15日間の異議申立期間、広島県への協議等、所定の手続きを経て、農業振興地域整備計画の変更が決定されます。

私の方からの説明は以上です。

議長

議案第6号について、これより質疑に入ります。

発言のある方は、挙手をお願いします。

委員	— 質問等なし —
議長	<p>質問等もないようですので、採決します。</p> <p>議案第6号について、原案に異議がない場合は、挙手をお願いします。</p>
委員	— 全員挙手 —
議長	<p>全員挙手により、議案第6号は、「諮問のとおり変更することに異議がない旨」を答申します。</p>
議長	<p>次に、議案第7号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程します。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>福山市農地利用最適化推進委員の第6地区における2024年(令和6年)9月30日付けでの推進委員1人の辞任により、「福山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱」に基づき、2024年(令和6年)11月1日から同年11月25日の間で補充募集を実施しました。</p> <p>補充募集の申し込みのあった者について、「福山市農地利用最適化推進委員選定委員会設置要綱」第2条に基づき、福山市農地利用最適化推進委員選定委員会から農業委員会へ候補者選定結果の報告があり、推進委員候補者として「箱田泰則」さんが選定されました。</p> <p>農業委員会等に関する法律第17条第1項に基づき、この推進委員候補者「箱田泰則」さんについて選任し、農農地利用最適化推進委員第6地区の委員として農業委員会において委嘱を決定するものです。</p> <p>任期については、委嘱日から2027年(令和9年)4月30日までの間となります。</p> <p>なお、委嘱日については、2025年(令和7年)2月1日とし、同年2月3日に委嘱式を執り行う計画としています。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、質問等ありますか。</p>

<p>委員</p> <p>議長</p> <p>委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>— 質問なし —</p> <p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第7号について、原案のとおり農地利用最適化推進委員を委嘱することを決定してよろしいでしょうか。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>— 全員挙手 —</p> <p>全員挙手により、議案第7号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p> <p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の18ページから24ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、22件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、25ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、26ページから33ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条6件、5条33件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、34ページから36ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が13件ありました。</p> <p>次に、37ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。</p> <p>広島法務局福山支局から4件の照会があり、全ての案件について農地性がないことを確認しました。</p> <p>回答期限が照会のあった日から2週間であり、事務局長による専決処分により回答しました。</p>
--	--

<p>事務局 (つづき)</p>	<p>次に、38ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、2件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>発言等もないようですので、以上をもちまして2024年（令和6年）第13回福山市農業委員会総会を終了します。 皆様お疲れ様でした。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員の皆様には、慎重なるご審議をいただきありがとうございました。 以上をもちまして総会を終了いたします。</p>

午前10時43分閉会